

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月5日
【届出者の氏名又は名称】	ブラザー工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	052 - 824 - 2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 藤井 宗高
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	ブラザー工業株式会社 東京支社 (東京都中央区京橋三丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ブラザー工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ニッセイをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時をいいます。

(注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ニッセイ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）6,523,267株（対象者が平成24年11月14日に提出した第105期第2四半期報告書（以下、「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（29,194,673株）から本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（1,460,400株）及び単元未満株式数（24,873株）を除いた株式数（27,709,400株）に対する割合（以下、「所有割合」といいます。）23.54%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同様です。）を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の筆頭株主であります。この度、当社は、平成24年12月4日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本書の提出に係る公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであることから、買付予定数の下限を7,608,500株（所有割合27.46%。なお、本公開買付けにより当該7,608,500株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は14,131,767株（所有割合51.00%。））としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,608,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持しながら資本関係をできる限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を10,162,200株（所有割合36.67%。なお、本公開買付けにより当該10,162,200株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は16,685,467株（所有割合60.22%。））と設定しております。これは、本公開買付け後に当社及び特別関係者の所有することとなる対象者株式の合計が、最大でも18,012,172株（所有割合65.00%）を超えないよう、かかる株式数から平成24年9月30日現在の当社の所有する対象者株式6,523,267株（所有割合23.54%）及び特別関係者の所有する対象者株式1,326,705株（所有割合4.79%）を控除して得られた数値です。従って、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,162,200株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者によって公表された平成24年12月4日付「ブラザー工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」と題するプレスリリース（以下、「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティューワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありませんが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、明治41年にミシンの修理業で創業し、昭和9年に日本ミシン製造株式会社として設立されました。創業から一世紀以上にわたり、時代の変化を捉え、独自の製品やサービスを提供しております。現在ではプリンターや複合機といった情報通信機器等の製造・販売を行う「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、家庭用ミシン等の製造・販売を行う「パーソナル・アンド・ホーム事業」、工業用ミシン及び工作機械等の製造・販売を行う「マシナリー・アンド・ソリューション事業」並びに業務用カラオケ機器の製造・販売・サービス提供及びコンテンツ配信サービス等を行う「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の、主として4事業分野を展開しております。これらに加えて、主力事業である情報通信機器とクラウドを連携させる新たなWebサービスを展開し、当社製品の価値を更に高めることで、事業規模の拡大を図っております。また、昭和29年に米国に販売会社を設立して以降、積極的に海外展開を行い、現在40以上の国と地域に拠点を置き、グローバルに事業活動を行っております。

当社グループは更なる成長に向け、中長期ビジョン「Global Vision 21」を策定し、以下の目指すべき3つの項目を掲げております。

- ・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
- ・独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- ・「“At your side.”な企業文化」を定着させる

また、当社は、「Global Vision 21」の実現に向けたロードマップとして中期戦略「CS B2015」を策定し、最終年度の平成27年度における業績目標を売上高7,500億円、営業利益580億円としております。各事業とも成長戦略を推進し、ターゲットとする事業領域・カテゴリーでの競争力強化によるシェア拡大、新興国における事業強化を図っております。また一方で、新規事業の育成・確立に向けた取り組みを強化しており、これらの一環として、M&Aやアライアンスの機会を積極的に探索しております。これにより、現在の、ハードウェアを中心としたビジネスに留まらず、部品事業やサービス・ソリューションビジネスの展開など、既存の事業ポートフォリオをより幅広いものへと拡充し、当社グループの経営基盤を一層強化していく方針です。

一方、対象者は、戦時中の昭和17年に、国内では生産が難しいとされていたミシン針や、ミシン部品を当社に製造供給する目的で、名古屋市瑞穂区に「日本ミシン針製造株式会社」として設立されました。その後、歯車及び減速機事業へとコア事業を転換し、独自の発展と成長をしております。昭和60年に名古屋証券取引所市場第二部へ、また、平成15年には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。当社は、昭和40年に対象者の発行済株式総数の16.67%にあたる株式を取得して以来、対象者の株主として、対象者との間に資本関係を構築してまいりました。

その後、小型ギアモータをはじめとする減速機事業において、豊富な製品バリエーションや特注品対応力を有するとともに、歯車事業における各種小型歯車生産力や一貫生産能力などを強みとすることで、顧客からの支持を得て、業績は堅調に推移しております。

このような状況にある一方、対象者が属す業界においては、国内市場の成長が鈍化する反面、中国をはじめとする新興国における産業機械需要の拡大に伴うマーケットの伸張や、新興国メーカーの台頭によるコスト競争の進行、技術の汎用化等が進んでいると認識しております。

こうした環境の中、対象者は、平成23年3月に中期経営計画「グローバル・アクション2013」を策定し、『グローバル化へのスピード&チャレンジ』をスローガンに、事業環境の変化に対応できる強靱な企業体質を創りあげることが基本方針として、以下のような課題に取り組んでいます。

・減速機事業

国内市場で安定した収益の確保と海外市場開拓

- ・主力製品のモデルチェンジと新製品開発
- ・特定顧客向けの特注減速機の受注拡大
- ・中国を中心としたアジアでの市場開拓
- ・中国製造子会社の基盤づくり（現地調達への拡大）

・歯車事業

安定収益事業への変革

- ・ロボット・工作機械・自動車業界への積極的営業活動
- ・精密歯車の生産能力の向上
- ・ものづくりの効率化推進
- ・新歯車技術の開発

また、上記に加え今後の新たな成長分野開拓のため、既存技術を活用して太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に着目し、研究開発に取り組んでおります。

当社と対象者は、工業用ミシン事業での対象者の創業以来の取引関係や北米における減速機事業での販売協力など、資本提携先として一定の協力関係にありましたが、対象者を取り巻く業界環境が変化の中で、事業ポートフォリオの拡充を目指す当社がグローバル展開力強化を経営課題とする対象者との関係を強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成24年8月頃から、従来の提携関係をより緊密にし、両社の企業価値の向上を図ることについて具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

第一に、対象者においては、当社のグローバルネットワークを活用した海外展開が可能になります。現在、対象者は、北米においては販売拠点1箇所を有し、当社の販売協力を得ております。また、中国において生産拠点及び販売拠点それぞれ1箇所ずつを有し、その他の海外諸国においては日本から海外諸国の商社へ輸出する形で海外展開を行っておりますが、対象者製品の海外展開は必ずしも十分なものとはいえない状況です。当社は、全世界で69拠点（内、生産拠点17、販売拠点52）を有しております。これらの拠点を利用して対象者の製品を製造・販売することで、対象者の製品の海外販売比率の向上を加速させることができます。例えば、すでに当社において販売協力を行っている北米において、より一層その連携体制を強化して売上を拡大できるほか、中国をはじめとしたアジアや欧州地域への展開においても、当社の販売・生産拠点を活用できるものと考えております。一方、当社にとっても、当社のグローバルネットワークのさらなる有効活用が可能となるだけでなく、対象者製品をグループの新たな取扱製品として位置づけ、グローバルに売上拡大を図ることができます。

また、対象者の中国における生産基盤の強化を図ることができるものと考えております。対象者は平成24年1月より、中国常州における生産活動を本格的に開始しております。当社においても、1990年代前半より中国生産拠点の設立を進め、中国独自の社会環境に適した生産運営ノウハウを構築してまいりました。具体的には人材の採用・教育のシステム、部材調達のネットワーク等を有するに至っており、現地運営の経験豊富な人材も多数擁しております。このようなノウハウの伝授と人材サポートによって、対象者の中国における生産体制を強化できると考えております。

更に、当社は、新規事業の育成・拡大に注力しており、両社の技術力、開発基盤を活用した共同開発に取り組むことにより、新規事業立上げのスピードアップが図れるものと期待しております。また、現在対象者も、前述の通り、コア技術力を新たな需要及び用途に展開すべく、太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に取り組んでおり、対象者の新規事業に対して、アライアンス先の紹介や、新製品立ち上げのサポート等、様々な形で当社事業基盤を活用できるものと考えております。

その他、工業用ミシンや工作機械を手がける当社マシナリー・アンド・ソリューション事業においては、すでに部品取引関係があり、対象者が新製品の開発段階から当社とともに取り組むこと等により、両社間の取引拡大が図れるものと考えております。

このように、当社は、本公開買付けを通じ、長い歴史の中で培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することによって、グローバルネットワークの更なる有効活用、新規事業に繋がる開発基盤の強化、部品事業への進出による事業ポートフォリオの拡大を実現させ、両社の企業価値を高めるものと考えております。なお、当社は現状、本公開買付け実施後も、対象者の継続的な成長を実現するために現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。また現時点では、役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりませんが、将来的には役員の派遣も含めた人材交流の検討を進めていき、より一層の事業協力を深め

ていく方針です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本書提出日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者株式6,523,267株（所有割合23.54%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社（以下、「GCAサヴィアン」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

GCAサヴィアンは、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年12月3日にGCAサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法：697円～720円

DCF法：987円～1,262円

市場株価平均法では、平成24年12月3日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ715円、697円、702円、720円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格1,100円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の715円に対して53.85%、平成24年11月5日から平成24年12月3日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値697円（小数点以下四捨五入）に対して57.82%、平成24年9月4日から平成24年12月3日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値702円（小数点以下四捨五入）に対して56.70%、平成24年6月4日から平成24年12月3日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値720円（小数点以下四捨五入）に対して52.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本書提出日の直近の取引成立日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の715円に対しては53.85%のプレミアムを加えた金額になります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、日比谷監査法人から平成24年12月3日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：689円～721円

DCF法：1,066円～1,245円

市場株価法では、算定基準日を平成24年11月30日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値（698円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値（721円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を689円から721円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,245円までと算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありませんが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、

もって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合に、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者株式は、東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（10,162,200株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で16,685,467株（所有割合60.22%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き上場が維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年12月5日（水曜日）から平成25年1月23日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年12月5日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,100円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。</p> <p>GCAサヴィアンは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年12月3日にGCAサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。</p> <p>市場株価平均法：697円～720円 DCF法：987円～1,262円</p> <p>市場株価平均法では、平成24年12月3日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ715円、697円、702円、720円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。</p>

	<p>当社は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。</p> <p>本公開買付価格1,100円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の715円に対して53.85%、平成24年11月5日から平成24年12月3日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値697円（小数点以下四捨五入）に対して57.82%、平成24年9月4日から平成24年12月3日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値702円（小数点以下四捨五入）に対して56.70%、平成24年6月4日から平成24年12月3日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値720円（小数点以下四捨五入）に対して52.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本書提出日の直近の取引成立日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の715円に対しては53.85%のプレミアムを加えた金額になります。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社は、明治41年にミシンの修理業で創業し、昭和9年に日本ミシン製造株式会社として設立されました。創業から一世紀以上にわたり、時代の変化を捉え、独自の製品やサービスを提供しております。現在ではプリンターや複合機といった情報通信機器等の製造・販売を行う「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、家庭用ミシン等の製造・販売を行う「パーソナル・アンド・ホーム事業」、工業用ミシン及び工作機械等の製造・販売を行う「マシナリー・アンド・ソリューション事業」並びに業務用カラオケ機器の製造・販売・サービス提供及びコンテンツ配信サービス等を行う「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の、主として4事業分野を展開しております。これらに加えて、主力事業である情報通信機器とクラウドを連携させる新たなWebサービスを展開し、当社製品の価値を更に高めることで、事業規模の拡大を図っております。また、昭和29年に米国に販売会社を設立して以降、積極的に海外展開を行い、現在40以上の国と地域に拠点を置き、グローバルに事業活動を行っております。</p> <p>一方、対象者は、戦時中の昭和17年に、国内では生産が難しいとされていたミシン針や、ミシン部品を当社に製造供給する目的で、名古屋市瑞穂区に「日本ミシン針製造株式会社」として設立されました。その後、歯車及び減速機事業へとコア事業を転換し、独自の発展と成長をしております。昭和60年に名古屋証券取引所市場第二部へ、また、平成15年には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。当社は、昭和40年に対象者の発行済株式総数の16.67%にあたる株式を取得して以来、対象者との間に資本関係を構築してまいりました。</p> <p>その後、小型ギアモータをはじめとする減速機事業において、豊富な製品バリエーションや特注品対応力を有するとともに、歯車事業における各種小型歯車生産力や一貫生産能力などを強みとすることで、顧客からの支持を得て、業績は堅調に推移しております。</p> <p>このような状況にある一方、対象者が属す業界においては、国内市場の成長が鈍化する反面、中国をはじめとする新興国における産業機械需要の拡大に伴うマーケットの伸張や、新興国メーカーの台頭によるコスト競争の進行、技術の汎用化等が進んでいると認識しております。</p>

当社と対象者は、工業用マシン事業での対象者の創業以来の取引関係や北米における減速機事業での販売協力など、資本提携先として一定の協力関係にありましたが、対象者を取り巻く業界環境が変化する中で、事業ポートフォリオの拡充を目指す当社がグローバル展開力強化を経営課題とする対象者との関係を強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成24年8月頃から、従来の提携関係をより緊密にし、両社の企業価値の向上を図ることについて具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aサヴィアンに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

当該意見の概要

G C Aサヴィアンによる対象者株式1株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法：697円～720円

D C F法：987円～1,262円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、G C Aサヴィアンから取得した株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）

対象者は、本書提出日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者株式6,523,267株（所有割合23.54%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aサヴィアンに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。G C Aサヴィアンは、市場株価平均法及びD C F法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年12月3日にG C Aサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法：697円～720円

D C F法：987円～1,262円

市場株価平均法では、平成24年12月3日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ715円、697円、702円、720円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、日比谷監査法人から平成24年12月3日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：689円～721円

DCF法：1,066円～1,245円

市場株価法では、算定基準日を平成24年11月30日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値（698円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値（721円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を689円から721円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,245円までと算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありませんが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,162,200 (株)	7,608,500 (株)	10,162,200 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,608,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,162,200株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じ。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	101,622
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(d)	65,232
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)	12,380
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	277,094
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	36.67
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100)$ (%)	64.68

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(10,162,200株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下、「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下、「本株式取得」といいます。）に関する計画を予め届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。ただし、同条第8項ただし書の規定により、公正取引委員会は、その必要があると認められる場合には、取得禁止期間を短縮することができます。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下、「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令を発令しようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下、「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下、「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下、「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、平成24年12月4日付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されております。従って、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成25年1月3日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局に提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

本書提出日現在、該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。

(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下、「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下、「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証

住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート)

国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限

申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	11,178,420,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	80,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	11,263,420,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,162,200株)に本公開買付価格(1株当たり1,100円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (愛知県名古屋市中区錦 2-18-19)	コミットメントライン契 約(注1)(注2)	7,200,000
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ 銀行 (愛知県名古屋市中区錦 3-21-24)	コミットメントライン契 約(注1)(注3)	4,800,000
計(b)				12,000,000

(注1) コミットメントライン契約の概要は以下のとおりです。

貸付方法 貸付極度額を上限とする契約期間内における貸付

年利率 基準金利にスプレッドを加算した利率

契約期限 平成26年3月31日

担保提供 なし

貸付人 株式会社三井住友銀行(愛知県名古屋市中区錦2-18-19)

株式会社三菱東京UFJ銀行(愛知県名古屋市中区錦3-21-24)

エージェント 株式会社三井住友銀行(愛知県名古屋市中区錦2-18-19)

(注2) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行が、当社に対し、金72億円を限度として融資を行う義務を負っており、また、融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成24年12月4日付で取得しております。なお、当該融資には、本書の添付資料である融資証明書に記載の各条件が付されております。

(注3) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行が、当社に対し、金48億円を限度として融資を行う義務を負っており、また、融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成24年12月4日付で取得しております。なお、当該融資には、本書の添付資料である融資証明書に記載の各条件が付されております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

12,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年1月30日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,608,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,162,200株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びワないしゾ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌにおける、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合を指定いたします。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第120期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月27日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第121期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

ブラザー工業株式会社 東京支社

（東京都中央区京橋三丁目3番8号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	78,502(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	78,502		
所有株券等の合計数	78,502		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,460,511株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数890個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65,232(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	65,232		
所有株券等の合計数	65,232		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,270 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	13,270		
所有株券等の合計数	13,270		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,460,511株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数890個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成24年12月5日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	株式会社ニッセイ
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1
職業又は事業の内容	減速機、歯車の製造・販売並びに不動産賃貸事業
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	佐藤 明敏
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	藤井 明
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役兼代表執行役 執行役社長
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	南川 博
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役兼代表執行役 執行役副社長
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	船越 和徳
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役兼常務執行役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	安井 寛子
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	長谷川 友之
住所又は所在地	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役 アビームシステムズ株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 常務執行役員
連絡先	連絡者 ブラザー工業株式会社 経営企画部 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 電話番号 052-824-2121
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	鈴木 久雄
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	吉田 誠一
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	佐藤 俊也
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	岡本 太郎
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	和田栗 伸彦
住所又は所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ニッセイ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社ニッセイ 管理本部 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1 電話番号 0566-92-1151
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	安井 正博
住所又は所在地	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エクシング・ミュージックエンタテイメント 代表取締役社長
連絡先	連絡者 ブラザー工業株式会社 経営企画部 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 電話番号 052-824-2121
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年12月5日現在)

氏名又は名称	藤井 宗高
住所又は所在地	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	Brother Finance (U.K.) Plc Managing Director 株式会社ブラザーファイナンスジャパン 代表取締役 ブラザー工業株式会社 執行役員
連絡先	連絡者 ブラザー工業株式会社 経営企画部 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 電話番号 052-824-2121
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
 株式会社ニッセイ

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,460,511株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

佐藤 明敏

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	194(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	194		
所有株券等の合計数	194		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 佐藤明敏は、小規模所有者に該当いたしますので、佐藤明敏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

藤井 明

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	146(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	146		
所有株券等の合計数	146		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式289株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 藤井明は、小規模所有者に該当いたしますので、藤井明の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

南川 博

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	129(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	129		
所有株券等の合計数	129		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式289株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 南川博は、小規模所有者に該当いたしますので、南川博の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

船越 和徳

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	87(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	87		
所有株券等の合計数	87		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式289株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 船越和徳は、小規模所有者に該当いたしますので、船越和徳の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

安井 寛子

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8,741(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8,741		
所有株券等の合計数	8,741		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

長谷川 友之

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	24		
所有株券等の合計数	24		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式174株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 長谷川友之は、小規模所有者に該当いたしますので、長谷川友之の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 久雄

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式348株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 鈴木久雄は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木久雄の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

吉田 誠一

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	51		
所有株券等の合計数	51		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式200株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 吉田誠一は、小規模所有者に該当いたしますので、吉田誠一の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐藤 俊也

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,679(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,679		
所有株券等の合計数	1,679		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式162株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

岡本 太郎

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	53(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	53		
所有株券等の合計数	53		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式181株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 岡本太郎は、小規模所有者に該当いたしますので、岡本太郎の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

和田栗 伸彦

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式162株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 和田栗伸彦は、小規模所有者に該当いたしますので、和田栗伸彦の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

安井 正博

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,960 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,960		
所有株券等の合計数	1,960		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

藤井 宗高

(平成24年12月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	180 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	180		
所有株券等の合計数	180		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 藤井宗高は、小規模所有者に該当いたしますので、藤井宗高の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。なお、会社法に従って株主による単元未満株買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

最近の3事業年度における当社と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	第102期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第103期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第104期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
対象者から当社への製品の販売	118	287	223

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達の大拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありませんが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、明治41年にミシンの修理業で創業し、昭和9年に日本ミシン製造株式会社として設立されました。創業から一世紀以上にわたり、時代の変化を捉え、独自の製品やサービスを提供しております。現在ではプリンターや複合機といった情報通信機器等の製造・販売を行う「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、家庭用ミシン等の製造・販売を行う「パーソナル・アンド・ホーム事業」、工業用ミシン及び工作機械等の製造・販売を行う「マシンリー・アンド・ソリューション事業」並びに業務用カラオケ機器の製造・販売・サービス提供及びコンテンツ配信サービス等を行う「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の、主として4事業分野を展開しております。これらに加えて、主力事業である情報通信機器とクラウドを連携させる新たなWebサービスを展開し、当社製品の価値を更に高めることで、事業規模の拡大を図っております。また、昭和29年に米国に販売会社を設立して以降、積極的に海外展開を行い、現在40以上の国と地域に拠点を置き、グローバルに事業活動を行っております。

当社グループは更なる成長に向け、中長期ビジョン「Global Vision 21」を策定し、以下の目指すべき3つの項目を掲げております。

- ・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
- ・独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- ・「“At your side.”な企業文化」を定着させる

また、当社は、「Global Vision 21」の実現に向けたロードマップとして中期戦略「CS B2015」を策定し、最終年度の平成27年度における業績目標を売上高7,500億円、営業利益580億円としております。各事業とも成長戦略を推進し、ターゲットとする事業領域・カテゴリでの競争力強化によるシェア拡大、新興国における事業強化を図っております。また一方で、新規事業の育成・確立に向けた取り組みを強化しており、これらの一環として、M & Aやアライアンスの機会を積極的に探索しております。これにより、現在の、ハードウェアを中心としたビジネスに留まらず、部品事業やサービス・ソリューションビジネスの展開など、既存の事業ポートフォリオをより幅広いものへと拡充し、当社グループの経営基盤を一層強化していく方針です。

一方、対象者は、戦時中の昭和17年に、国内では生産が難しいとされていたミシン針や、ミシン部品を当社に製造供給する目的で、名古屋市瑞穂区に「日本ミシン針製造株式会社」として設立されました。その後、歯車及び減速機事業へとコア事業を転換し、独自の発展と成長をしております。昭和60年に名古屋証券取引所市場第二部へ、また、平成15年には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。当社は、昭和40年に対象者の発行済株式総数の16.67%にあたる株式を取得して以来、対象者の株主として、対象者との間に資本関係を構築してまいりました。

その後、小型ギアモータをはじめとする減速機事業において、豊富な製品バリエーションや特注品対応力を有するとともに、歯車事業における各種小型歯車生産力や一貫生産能力などを強みとすることで、顧客からの支持を得て、業績は堅調に推移しております。

このような状況にある一方、対象者が属す業界においては、国内市場の成長が鈍化する反面、中国をはじめとする新興国における産業機械需要の拡大に伴うマーケットの伸張や、新興国メーカーの台頭によるコスト競争の進行、技術の汎用化等が進んでいると認識しております。

こうした環境の中、対象者は、平成23年3月に中期経営計画「グローバル・アクション2013」を策定し、『グローバル化へのスピード&チャレンジ』をスローガンに、事業環境の変化に対応できる強靱な企業体質を創りあげることが基本方針として、以下のような課題に取り組んでいます。

・減速機事業

国内市場で安定した収益の確保と海外市場開拓

- ・主力製品のモデルチェンジと新製品開発
- ・特定顧客向けの特注減速機の受注拡大
- ・中国を中心としたアジアでの市場開拓
- ・中国製造子会社の基盤づくり（現地調達の拡大）

・歯車事業

安定収益事業への変革

- ・ロボット・工作機械・自動車業界への積極的営業活動
- ・精密歯車の生産能力の向上
- ・ものづくりの効率化推進
- ・新歯車技術の開発

また、上記に加え今後の新たな成長分野開拓のため、既存技術を活用して太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に着目し、研究開発に取り組んでおります。

当社と対象者は、工業用ミシン事業での対象者の創業以来の取引関係や北米における減速機事業での販売協力など、資本提携先として一定の協力関係にありましたが、対象者を取り巻く業界環境が変化する中で、事業ポートフォリオの拡充を目指す当社がグローバル展開力強化を経営課題とする対象者との関係を強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成24年8月頃から、従来の提携関係をより緊密にし、両社の企業価値の向上を図ることについて具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

第一に、対象者においては、当社のグローバルネットワークを活用した海外展開が可能になります。現在、対象者は、北米においては販売拠点1箇所を有し、当社の販売協力を得ております。また、中国において生産拠点及び販売拠点それぞれ1箇所ずつを有し、その他の海外諸国においては日本から海外諸国の商社へ輸出する形で海外展開を行っておりますが、対象者製品の海外展開は必ずしも十分なものとはいえない状況です。当社は、全世界で69拠点（内、生産拠点17、販売拠点52）を有しております。これらの拠点を利用して対象者の製品を製造・販売することで、対象者の製品の海外販売比率の向上を加速させることができます。例えば、すでに当社において販売協力をを行っている北米において、より一層その連携体制を強化して売上を拡大できるほか、中国をはじめとしたアジアや欧州地域への展開においても、当社の販売・生産拠点を活用できるものと考えております。一方、当社にとっても、当社のグローバルネットワークのさらなる有効活用が可能となるだけでなく、対象者製品をグループの新たな取扱製品として位置づけ、グローバルに売上拡大を図ることができます。

また、対象者の中国における生産基盤の強化を図ることができるものと考えております。対象者は平成24年1月より、中国常州における生産活動を本格的に開始しております。当社においても、1990年代前半より中国生産拠点の設立を進め、中国独自の社会環境に適した生産運営ノウハウを構築してまいりました。具体的には人材の採用・教育のシステム、部材調達のネットワーク等を有するに至っており、現地運営の経験豊富な人材も多数擁しております。このようなノウハウの伝授と人材サポートによって、対象者の中国における生産体制を強化できると考えております。

更に、当社は、新規事業の育成・拡大に注力しており、両社の技術力、開発基盤を活用した共同開発に取り組むことにより、新規事業立上げのスピードアップが図れるものと期待しております。また、現在対象者も、前述の通り、コア技術力を新たな需要及び用途に展開すべく、太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に取り組んでおり、対象者の新規事業に対して、アライアンス先の紹介や、新製品立ち上げのサポート等、様々な形で当社事業基盤を活用できるものと考えております。

その他、工業用マシンや工作機械を手がける当社マシナリー・アンド・ソリューション事業においては、すでに部品取引関係があり、対象者が新製品の開発段階から当社とともに取り組むこと等により、両社間の取引拡大が図れるものと考えております。

このように、当社は、本公開買付けを通じ、長い歴史の中で培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することによって、グローバルネットワークの更なる有効活用、新規事業に繋がる開発基盤の強化、部品事業への進出による事業ポートフォリオの拡大を実現させ、両社の企業価値を高めることができると考えております。なお、当社は現状、本公開買付け実施後も、対象者の継続的な成長を実現するために現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。また現時点では、役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりませんが、将来的には役員の派遣も含めた人材交流の検討を進めていき、より一層の事業協力を深めていく方針です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本書提出日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者株式6,523,267株（所有割合23.54%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

GCAサヴィアンは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年12月3日にGCAサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法：697円～720円

DCF法：987円～1,262円

市場株価平均法では、平成24年12月3日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ715円、697円、702円、720円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

本公開買付価格1,100円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の715円に対して53.85%、平成24年11月5日から平成24年12月3日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値697円（小数点以下四捨五入）に対して57.82%、平成24年9月4日から平成24年12月3日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値702円（小数点以下四捨五入）に対して56.70%、平成24年6月4日から平成24年12月3日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値720円（小数点以下四捨五入）に対して52.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本書提出日の直近の取引成立日であ

る平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の715円に対しては53.85%のプレミアムを加えた金額になります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、日比谷監査法人から平成24年12月3日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：689円～721円

DCF法：1,066円～1,245円

市場株価法では、算定基準日を平成24年11月30日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値（698円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値（721円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を689円から721円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,245円までと算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありませんが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	月別	平成24年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	789	790	748	725	722	722	720
最低株価	681	715	712	692	685	667	715

(注) 平成24年12月については、12月4日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月17日東海財務局長に提出

事業年度 第104期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成24年6月15日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第105期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)平成24年11月14日東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニッセイ

(愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5 【その他】

該当事項はありません。